

長崎ウエスレヤン大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

(2007年11月1日 学長裁定)

本ガイドラインは、国による競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。)について、長崎ウエスレヤン大学(以下、「本学」という。)においてそれらを適性に管理するために必要な事項を示したものである。

競争的資金等は、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、その管理は、本学の責任において行う。その目的を達成するために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定 平成19年2月15日)に基づき、以下のとおりガイドラインとして制定する。

第1節 大学内の責任体制の明確化

最高管理責任者・統括管理責任者・部局責任者等を以下に定め、責任を持って競争的資金等の管理を行う。

(1) 最高管理責任者

<職名>

学長

<責任と権限>

本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。また、以下の統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者

<職名>

学部長

<責任と権限>

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する責任と権限を持つ。

(3) 部局責任者

<職名>

大学事務局長

<責任と権限>

本学内の事務局における競争的資金等の運営・管理について責任と権限を持つ。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

学長は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

- (1) 競争的資金等に係る事務処理手続きについて以下のとおり定める。
 - ① 本学は、競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、関係諸規定に基づき研究者に対して周知徹底し、適性に運用する。また、規定(ルール)と運用の実態が乖離していないか常に見直しを行う。
 - ② 研究者及び事務職員は、規定(ルール)を遵守しなければならない。
 - ③ 事務処理手続きに関する内外からの相談を受け付ける窓口を教育企画課とする。教育企画課は、効率的な研究遂行を適切に支援する義務を負う。
- (2) 関係者は、不正防止の意識を常に持ち、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 研究者は、研究者個人の発案で提案され採択された研究課題といえども、資金配分を受けた研究費は公的資金で賄われているという意識を常に持ち、大学による機関管理が必要であるという原則を認知し、その原則の下で研究を遂行する責務を負う。
 - ② 事務職員は、公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援することを目指した事務を担う立場にあるとの認識を持ち、事務処理を遂行する責務を負う。
- (3) 本ガイドラインに違反し又は違反する恐れのある事実が発生した場合は、学長の諮問に応じ諮問事項を調査審議するため倫理委員会を設置する。倫理委員会に関する事項は別に定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 学長は、不正を防止するために最大限の努力を払うことを大学内外に表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。不正防止計画を推進する担当部署は、学術研究会議及び教育企画課とする。
- (2) 学術研究会議及び教育企画課は、研究者と業者との取引方法や公的資金の執行時期、雇用の管理等の現状を把握し、現状の手続きの見直し等不正発生要因に対する未然の防止に取り組む。
- (3) 科学研究費補助金の運営・管理については、「長崎ウエスレヤン大学科学研究費補助金取扱要領」に基づき行うものとする。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 教育企画課は以下の点に留意し、研究者の予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認を行う。執行状況に問題がないかを定期的に確認し、問題があれば研究者に改善を促す。
 - ① 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
 - ② 不正な取引は研究者と業者の関係が状況下で発生しがちであることを鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
 - ③ 発注・検証業務について、当事者以外によるチェック体制を確立し、有効に機能するシステムを構築・運営する。

- ④ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等については、本部管財課および総務課との連携により研究費管理体制を整備する。
- (2) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、倫理委員会への諮問を経て、行うものとする。
- (3) 研究者の出張計画の実行状況等については、大学事務局で把握できる体制とする。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- (1) 学長は、競争的資金等の不正への取り組みに関する大学の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。
- (2) 競争的資金等の使用に関するルール等について、大学内外からの相談を受け付ける窓口を教育企画課に設ける。
- (3) 大学内外からの通報(告発)窓口は、総務課とする。
- (4) 不正に係る情報があった場合は、学長に報告しなければならない。
- (5) 教育企画課は、研究者及び事務職員が大学の定めている行動規範や競争的資金等のルールを適切に理解しているかを常に確認しなければならない。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小限にすることを旨とし、競争的資金等の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリング及び監査体制を以下のとおり定める。

- (1) 内部監査担当者を定め、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。なお、内部監査担当者の任命は、学長が行う。
- (2) 内部監査担当者は、教育企画課と連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- (3) 内部監査担当者は、不正を防止する為に必要な権限を持つものとする。
- (4) 内部監査担当者は、監事及び会計監査人との連携を強化し、不正防止に努める。